

令和2年2月17日

竹刀についての委員会声明

一般財団法人 全日本剣道連盟
竹刀及び剣道具安全性検討特別小委員会

一般財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）では、平成31年4月1日に、竹刀及び剣道具の安全性や公平性の面から、剣道試合・審判規則の改正を行いました。

この結果、今年度、全剣連主催大会においては、新規則に適合していない竹刀の使用は減少するとともに、竹刀の破損事故は起こっておりません。しかし、一部、小売店・メーカー等において規則の合間を縫って、表面的には形式基準を満たしている場合でも、竹刀のピースの内側を削る（試合・審判細則第2条第1項の「安全性を著しく損なう加工、形状変更をしたもの」に該当）など、安全性に疑義がある竹刀が販売され、それらが大会にて使用されている例が見受けられます。

こうした行為は、剣道の安全性を保つ観点から許されるものではありません。

今後、全剣連主催大会については、竹刀検査に合格しなかった竹刀、及び試合中において安全性に疑義が持たれる竹刀を使用していた場合は、当該竹刀を提供していただき、詳細に調査します。加えて、調査・分析の結果、安全性に関し問題が多いと判断した場合は令和2年度下半期以降、そういった竹刀の銘柄、もしくは小売店・メーカー等を公表することとします。

剣道人の皆様にあっては、今般の改正趣旨に鑑み、日ごろから、より安全で公平な竹刀の使用、製造・販売業者の皆様には安全で公平な竹刀の販売・提供を心がけるようお願い申し上げます。

以上